

山形県日本語ボランティア育成支援事業費補助金 令和6年度 募集案内



◆日本語ボランティアを育成する研修を行う団体に補助金を交付します◆

【交付申請期限】研修を行う最初の日の30日前まで

募集対象事業

日本語ボランティアを育成するための研修等の実施

補助金の額

10万円を上限に補助金を交付します。
(補助率 10/10、千円未満切捨て)

補助対象経費

- ◆講師の謝金や講師の旅費
- ◆パンフレット、チラシ、各種資料等の印刷費、消耗品費（単価5万円以上の物品の購入費を除く。）
- ◆広告料、郵便料・運搬費、翻訳料・通訳料
- ◆会場借上料、物品等借上料

※課税事業者の場合、消費税は補助対象外となります。

応募の詳細については、山形県ホームページから
補助金交付要綱をご確認ください。

<https://www.pref.yamagata.jp/>



県ホームページトップページ
> 教育・文化 > 国際関係
> 多文化共生

補助金の手続きの流れ

※下線部は応募者（補助事業者）が行う手続き等です。

交付申請

研修を行う最初の日の30日前まで

申請書審査・交付決定

申請書の内容を審査し、補助金の交付について決定します。
決定の内容を申請者へ通知します。

事業実施

交付決定日以降、事業を実施（研修の開催）します。

- ◆補助金の概算払を受けることができます場合があります。
- ◆補助対象経費とするためには、交付決定日以降に契約し、令和7年2月28日までに支払完了する必要があります。
- ◆事業費の支出が確認できる証拠書類（帳簿や領収書等）、事業実施状況を撮影した写真を整理・保管してください。

実績報告

事業完了後30日以内又は令和7年3月7日（金）のいずれか早い日までに事業実績報告書を提出してください。

実績確認

補助事業に関する書類や領収書の写し、事業実施状況を撮影した写真等で事業の実績を確認します。

補助金額確定・支払

事業実績に基づいて、補助金額を確定して通知の上、お支払いします。

【補助金に関するお問い合わせ先】

山形県みらい企画創造部国際人材活躍・コンベンション誘致推進課

〒990-8570 山形市松波2-8-1 電話：023-630-2123

